

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目12	条例、規則等の取扱いについて
調整方針(案)	条例、規則等の制定に当たっては、各協議項目の調整方針に基づき例規形式等の統一を図り、次の区分により整備するものとする。 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行する必要があるもの 合併後、暫定的に施行するもの 合併後、逐次制定し、施行するもの

所管部会・分科会 総務部会 総務分科会

酒田市	八幡町	松山町	平田町
<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成13年度から例規のデータベース化は完了 追録加除は年4回(定例会前)実施 L A Nでほとんどの職員が接続でき、検索可能 法令についても同様 条例210 規則219 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会終了後、次のデータ更新まで3ヶ月ほどかかり、紙ベースのときとほとんど変わらずスピードアップされていない。 紙ベースに比べ600万円ほど費用は削減された。 とりまとめをフロッピーで送付する際、一部事務組合の改正例規の取り込みを忘れないようにしなければならない。 	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度からデータベース化と従来どおりの追録加除方式を併用予定 年1回の追録加除で実施(3月議会終了後) 条例163 規則121 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの追録(例規集)からデータベース化への変更に伴う利用者の理解 	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度に例規のデータベース化は完了 追録加除は年1回(7月頃) L A Nでほとんどの職員が接続でき、検索可能 法令についても同様 条例170 規則145 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 追加加除が年1回のため、各定例会終了後に行う必要がある。 現在のところ、ペーパーとの二本立てであり、いずれペーパーを無くする方向にある。 	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度に例規のデータベース化は完了 追録加除は年2回(9月と3月) L A Nでほとんどの職員が接続でき、検索可能 条例169 規則126 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在のところ、ペーパーとの二本立てである。

【新設合併における条例、規則等について】

- 新設合併により市町村合併が行われた場合は、合併関係市町村の法人格が消滅するため、当該条例、規則等は失効することとなる。そのため、新市において必要な条例、規則等は、新たに整備する必要がある。
- 新市における条例、規則等の施行の方法による区分

新市における条例、規則等は、各協議結果を踏まえて、次の区分により整備することとなる。

合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行する必要があるもの

(法定により必ず制定が必要なもの、新市の組織及びその運営又は職員等の勤務条件に関するもの、市民の権利・利益の保護又は権利の制限若しくは義務を課すためのもの等空白期間の許されないもの)

例：市役所の位置を定める条例、市の休日を守る条例、市議会定例会の回数に関する条例、税条例、職員定数条例、一般職の給与条例、公民館設置条例、下水道条例など

合併後、暫定的に施行するもの

(同様の事業名だが市町の制度に差異があり、合併の日において統合が困難なため、統合案を決定し議会に提案する予定のもの、新たに適用されているものはないが、既に適用されていたものを整理する間施行するものなど、新市の条例、規則が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例、規則を新市の条例、規則として引き続き当該地域に施行させるもの)

例：各種の政策的な助成に関する条例、規則

合併後、逐次制定し、施行するもの

ア 市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの

例：議会事務局設置条例、市議会委員会条例など長に議案提出権がない条例、各行政委員会の規則等

イ 新市長の政策判断に係るものなど、新市発足時には制定、施行する必要はなく、合併後、逐次制定し、施行するもの

例：振興審議会条例、政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例など